

宮城県高等学校文化連盟表彰規程

- 1 本連盟は連盟の発展に寄与し、その功績の顕著な者を表彰する。
- 2 表彰は感謝状、功労賞および宮城県高等学校文化連盟賞とする。

(A) 感謝状

次に該当する者を表彰する。

会長

副会長・支部長・専門部長・定通部長

については、在任期間1年以上とし、退任時に表彰する。

については、通算在任期間3年以上とし、退任時に表彰する。

(B) 功労賞

次に該当する者を表彰する。ただし、再表彰はしない。

支部理事・専門部理事・定通部理事・会長指名理事

その他、県高文連会長が推薦した者

については、通算在任期間5年とし、在任期間が経過した翌年に表彰する。

(C) 宮城県高等学校文化連盟賞

品位、学業を考慮し、次に該当する者を表彰する。

高文連が主催する全国大会・東北大会で、優れた成績を修めた団体および個人。

前項 に準ずる大会で、優れた成績を修めた団体および個人。

- 3 (A)および(B)の表彰は次年度の評議員会の席上で行う。
(C)の表彰は年度末に行う。
- 4 推薦は事務局・支部・専門部・定通部が行い、常任理事会で決定する。
- 5 提出書類は所定の様式による。

附 則 1. この規程は平成9年5月16日より施行する。

2. 平成16年 5月13日 2 改定(感謝状・功労賞・宮城県高等学校文化連盟賞)

3. 平成16年 5月13日 3 改定(2の改定に基づく)

4. 平成17年 5月12日 2(C) 改定